訪問看護ステーション門司運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団養寿園が開設する訪問看護ステーション門司(以下「ステーション」という。)が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)は、ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(事業の運営方針)

- 第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常 生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるよう に支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な 連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

- 第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1 名 称 訪問看護ステーション門司
- 2 所在地 北九州市門司区鳴竹 1 丁目 14 番 17 号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

1 管理者 看護師 1名(常勤職員、訪問看護師と兼務)

管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2 訪問看護師 看護師 2名以上(常勤職員、うち1名は管理者と兼務)

准看護師 1名以上(常勤職員)

看護師 1名以上(非常勤職員)

看護師等(准看護師は除く。)は、訪問看護・介護予防訪問看護計画書及び報告書を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日 までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後4時30分までとする。
- 3 訪問看護サービス対応日 午前7時00分~午後8時00分 年中すべて対応する。
- 4 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状の観察
- 2 全身の清拭(入浴介助・清拭・洗髪等)
- 3 褥創の予防・処置
- 4 リハビリテーション
- 5 認知症患者の看護
- 6 療養生活や介護方法の指導
- 7 点滴やカテーテルの管理
- 8 介護者の支援

(利用料等)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働 大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受 領サービスであるときは、その1割又は2割もしくは3割の額とする。

なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ① 実施地域以外から片道 10 キロメートル未満 300円
 - ② 実施地域以外から片道 10 キロメートル以上 500円
 - ③ 利用者の都合により、訪問を中止もしくは変更する場合は、前日までにご連絡ください。ご連絡がなく、訪問したがサービスの実施に至らなかった場合は、キャンセル料として500円(交通費として)をお支払いいただきます。
 - ④ 死後の処置料は、10,000円(税抜き)とする。
- 3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で 説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、北九州市門司区・小倉南区・小倉北区の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医 に報告しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

- 第10条 ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 1 採用時研修 採用後1月以内 継続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従 業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内 容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団養寿園と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為次の措置 を講ずるものとする。
 - ① 虐待防止の為の委員会を設置する(以下、委員会とする)。その責任者を管理者が努め、専任の委員を定めるものとする。
 - ② 虐待を防止するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。その開催は、6月に一回以上とする。
 - ③ 事業所における虐待の防止のための指針の整備すること。
 - ④ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年一回以上)実施すること。
- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所の従業者または養護者(利用者の家を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを門司区に通報する。

附則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

この規程は、令和3年2月1日に変更する。

この規程は、令和6年4月1日に変更する。